

京都府公民連携プラットフォーム設置要領

1 目的

公共施設は高度経済成長期に集中的に整備されたことから、施設の老朽化に伴う大規模な修繕や更新の時期を一斉に迎えることになり、その安全対策や財政負担の増大が喫緊の課題となっている。また、人口減少・高齢化の進行など人口構成や社会状況等の変化に伴う税収の大幅な減少や行政需要の変化を見据え、公共施設等のあり方についても、機能と配置の最適化を図りながら将来にわたって住民満足を最大化する、持続可能なものにしていく必要がある。

このような状況を踏まえ、府内自治体の公共施設の民間活用や、民間の施設・資金・ノウハウを活用した公共サービスの提供など、ファシリティマネジメントの視点から多様な公民連携を推進するための『産・学・金・公』の対話の場として「京都府公民連携プラットフォーム」を設置し、テーマに応じた意見交換や情報交換を行い、政策形成を推進する。

2 テーマ

テーマは次の中から重要性・緊急性を考慮し、関係者と調整の上、事務局が選定する。

- (1) 府及び府内自治体が進める公共施設等マネジメントについて
- (2) 府及び府内自治体の未利用地及び未活用施設の民間活用について
- (3) 公共事業への民間資金・ノウハウの導入について
- (4) 公民連携に係る先進事例の研究について
- (5) その他、公民連携に係る情報交換・意見交換など

3 運営方法

(1) 事務局

事務局は、京都府総務部府有資産活用課に置く。

(2) 開催時期及び回数

テーマ及び参加者の申し出により、随時開催する。

(3) 参加者

主旨に賛同する者は自由に参加でき、脱退は任意。また、会費等の負担は必要としない。

(4) 連絡方法

参加者のメーリングリストを整備し、参加者同士での自由な意見交換や情報交換が可能となるネットワークを構築する。

(5) 幹事

運営に当たっては、京都府及び株式会社京都銀行が幹事を務める。

(6) 顧問

プラットフォームには、顧問を置くことができる。顧問は、有識者として本プラットフォームの運営に関し指導・助言等を行うことができる。

(7) 情報公開

プラットフォームは公開により開催する。併せてプラットフォームの議事要旨は、府ホームページにて公表する。

附 則

この要領は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。